

政令第三百四十九号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二百二十六条の十二中「の各号」を削り、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 アジアパラ競技大会

第二百二十六条の十二第二号の次に次の一号を加える。

三 デフリンピック競技大会

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

防衛大臣がその運営について役務の提供その他必要な協力を行うことができる運動競技会として、デフリンピック競技大会及びアジアパラ競技大会を追加する必要があるからである。